

議案第9号

平 23 都市計画第 1009 号
平成 24 年 (2012 年) 2 月 3 日

山口県都市計画審議会
会 長 三 浦 房 紀 様

山口県知事 二 井 関 成

周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更することについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更（山口県決定）

都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を次のように変更する。

1 市街化区域と市街化調整区域との区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区分	年次	平成 17 年 (基準年)	平成 32 年 (基準年の 10 年後)
都市計画区域内人口		218.1 千人	193.1 千人
市街化区域内人口		201.4 千人	177.6 千人
配分する人口		—	170.4 千人
保留する人口		—	7.1 千人
(特定保留)		—	1.0 千人
(一般保留)		—	6.1 千人

理 由

都市計画法第 6 条第 1 項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果やこの度同時に変更を行う同法第 6 条の 2 に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、市街化区域と市街化調整区域との区分を変更し、もって無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図ろうとするものです。